

第4章 実現に向けた取組

1. 重点テーマ

- (1) 海業振興の推進
- (2) 地域の特色を活かしたまちづくりの推進
- (3) 都市核におけるまちづくりの推進
- (4) 都市基盤整備の推進
- (5) 防災・減災対策の推進

2. 市民、事業者及び市（行政）との協働による取組

- (1) 市民の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 市（行政）の役割

3. 機動的な対応

- (1) 『機動的な対応に係る仕組み』で対応した事例
- (2) 『機動的な対応に係る仕組み』で対応できる主な参考事例

1. 重点テーマ

都市づくりの実現に向けて、目標年次の令和7年（2025年）までに、重点的に取り組むテーマを次のとおり設定します。

これらの取組は、限られた期間に進展を図ることで、重点テーマの完結又は次期計画への発展的な移行を目指すものであるため、地域交流ゾーンにおいて、既に取り組を進めているものは、本マスタープランの先導的な役割を果たすものとして位置づけ、早期に実現することを目指します。

（1）海業振興の推進

ア 二町谷地区における海業振興の推進

〈例：海洋性レクリエーションと漁港の共存による多目的利用の検討〉

先導的な取組：二町谷地区における多目的活用事業用地の利活用

イ 三崎漁港「水産業・漁港を核とした振興ビジョン」の推進

〈例：高度衛生管理化した市場施設の整備〉

先導的な取組：沿岸卸売市場の高度衛生管理化

（2）地域の特色を活かしたまちづくりの推進

ア 城ヶ島におけるまちづくりの推進

〈例：宿泊施設の建替え、商店街の景観整備、高潮対策〉

先導的な取組：城ヶ島西部地区のまちづくりの検討

イ 三崎下町におけるまちづくりの推進

〈例：魅力ある商店街づくりの検討、密集市街地の改善〉

ウ 新たな土地利用の推進

〈例：低・未利用地の利活用の検討（三戸小網代地区・城山地区・入江地区）〉

（3）都市核におけるまちづくりの推進

ア 中心核（引橋周辺）におけるまちづくりの推進

〈例：中心核に相応しい具体的な土地利用、導入施設の検討〉

先導的な取組：引橋地区地区計画におけるB地区の整備方針の策定

イ 三浦海岸交流核（三浦海岸駅周辺）におけるまちづくりの推進

〈例：住宅・生活利便機能等の整備、駅前広場整備の検討〉

先導的な取組：子育て賃貸住宅の整備

ウ 下宮田交流核（潮風アリーナ周辺）におけるまちづくりの推進

〈例：商業・業務機能等の整備〉

エ 三崎下町交流核（三崎港周辺）におけるまちづくりの推進

〈例：三崎公園（三崎港ロータリー）整備の検討〉

- オ 三崎口交流核（三崎口駅周辺）におけるまちづくりの推進
〈例：駅周辺の都市的土地利用の検討、駅前広場整備の検討〉

（4）都市基盤整備の推進

- ア 幹線道路の整備推進
〈例：西海岸線早期事業化、県道215号（上宮田金田三崎港）整備〉
- イ 公共下水道事業の整備推進
〈例：下水道計画の見直し（東部処理区でのコンセッション方式導入の検討、西部処理区での事業着手の検討、南部処理区及び市街化調整区域の合併処理浄化槽補助に係る拡充の検討）〉

（5）防災・減災対策の推進

- ア 避難対策の推進
〈例：防災マップ（地震・津波・がけ崩れ・高潮など）の作成〉
先導的な取組：地域の実情に応じた災害時に役立つ防災マップの作成

2. 市民、事業者及び市（行政）との協働による取組

本マスタープランの実現に向け、市民、事業者及び市（行政）が、それぞれの役割を踏まえ、相互に協力、協働して三浦らしいまちづくりに取り組みます。（図 4-2-1 参照）

（1）市民の役割

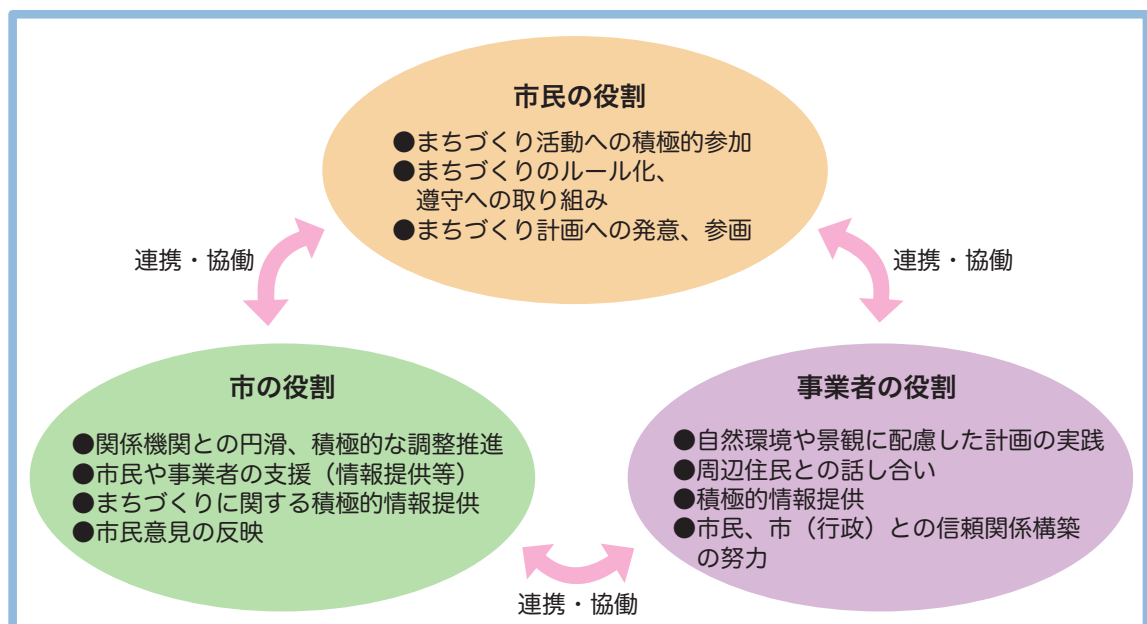
- ・市（行政）が実施する「パブリックコメント（市民意見募集）」や「ワークショップ（参加者が自主的活動方式で行う講習会）」等、まちづくり計画の策定に積極的に参画します。
- ・地域のまちづくり活動に積極的に参加するとともに、自らの発意に基づく、まちづくりのルール化やその遵守への取組を進めます。
- ・具体的なまちづくり計画へ積極的に発意します。

（2）事業者の役割

- ・開発計画等の立案にあたり、三浦市ならではの自然環境や景観に配慮した計画を実践します。
- ・「三浦市まちづくり条例」等も踏まえた周辺住民との話し合いや積極的な情報提供等、市民や市（行政）との信頼関係構築に向け、努力します。

（3）市（行政）の役割

- ・重点テーマ等に係る早期検討に向け、関係機関（国や県等）との円滑かつ積極的な調整を行います。
- ・情報提供等、市民や事業者を支援します。
- ・まちづくりに関する情報提供等を積極的に行い、市民意見の反映に努めます。



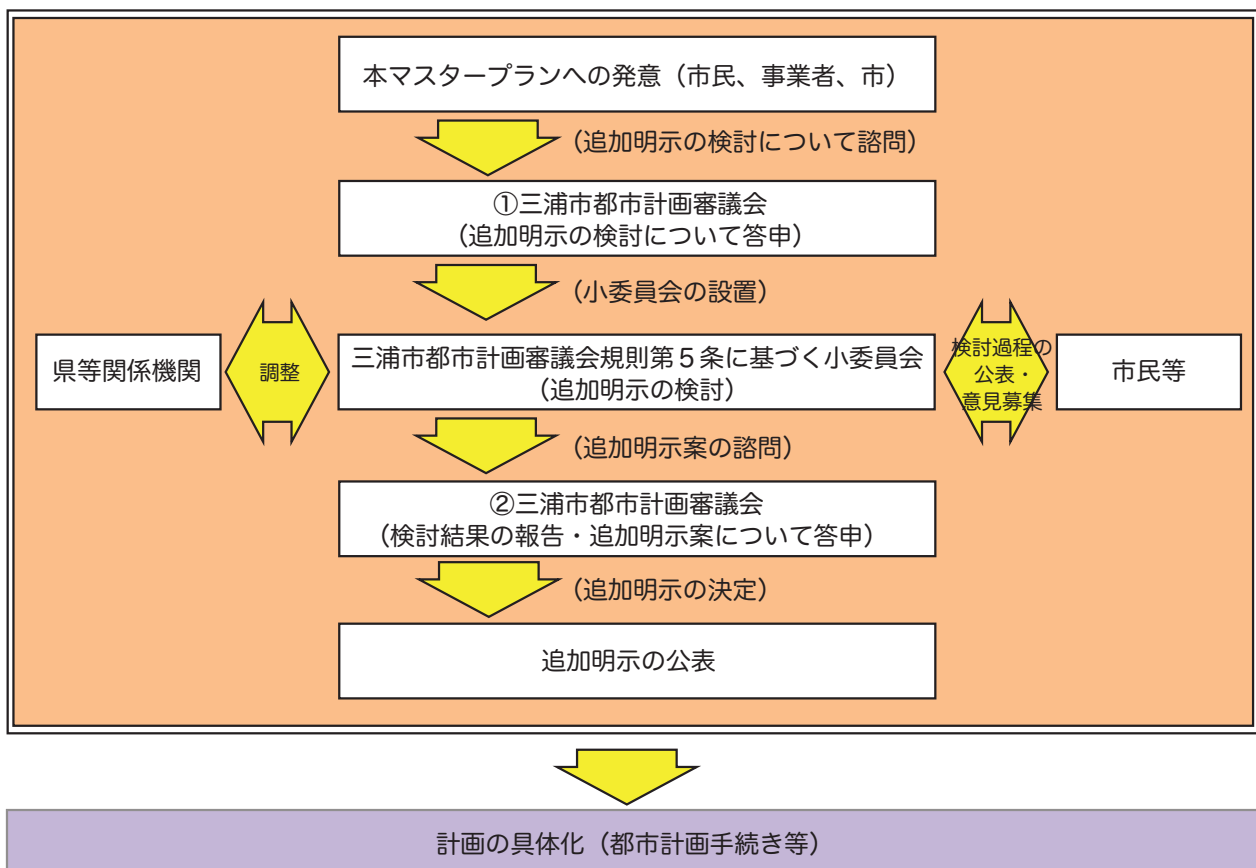
■図 4-2-1 三者協働のイメージ

3. 機動的な対応

「機動的な対応」とは、本マスタープランについて、状況等が整わず、具体的に明示できなかつた内容について、今後、社会経済状況等の変化により、これらの状況が整った場合、次回の改訂時まで待つのではなく、柔軟かつ早急に対応するため、本マスタープランに追加明示できる仕組みです。(図4-3-1 参照)

これにより、本マスタープランに具体的に明示されていなかった内容でも、この仕組み(手続き)を経ることにより、本マスタープランの修正等が可能になりますが、この仕組みで対応できる範囲は、第3章(都市づくりの方針)だけとします。

この仕組みによる本マスタープランへの発意は、市民や事業者(一定の要件を満たした市民団体や開発事業者等)及び市(関係部局)が行うことができるものとし、この仕組み(手続き)を進めるにあたっては、市民等への透明性を十分に確保しながら行うものとし、



■図 4-3-1 機動的な対応

(1) 『機動的な対応に係る仕組み』で対応した事例

①市場

三浦市三崎水産物地方卸売市場について、三浦市の産業の活性化を図るため、三崎漁港の高度衛生管理化の導入に合わせ、機動的な対応により、平成27年に追加明示を行い、平成28年に都市計画市場として決定しました。

(2) 『機動的な対応に係る仕組み』で対応できる主な参考事例

①地区計画

『土地利用の方針（1）適正な区域区分の実現』の中で、市街化調整区域における地区計画について具体的な位置及び区域等が明示されていない「○○地区」において、新たに「面積2haの地区計画」を決定しようとする場合。

②道路

『都市基盤の方針（1）道路』の中で、新たな道路整備方針に係る位置及び区域等が全く明示されていない「△△周辺」において、新たに「計画延長500m、代表幅員16mの2車線道路」を決定しようとする場合。

③公園

『都市基盤の方針（3）都市公園』の中で、新たな公園整備方針に係る位置及び区域等が全く明示されていない「□□付近」において、新たに「計画面積8haの総合公園」を決定しようとする場合。